



写真提供：新穂高温泉観光協会

第 3 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月26日(火曜日) 午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

じゅうろくプラザ 2階 ホール
岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11

議決権行使のご案内

議決権の行使方法につきましては、本定時株主総会招集ご通知4頁、5頁をご参照ください。

なお、本年はお土産の配布を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



株式会社 電算システムホールディングス

証券コード 4072

株主の皆様へ

この度の令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方々に、謹んでご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地の皆様の安全と、一刻も早い復旧・復興を御祈念申し上げます。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、株式会社電算システムホールディングス第3期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、人の行動が活発になってきましたが、円安に伴う原材料高や人手不足などにより、先行きは不透明な状況が続いております。このような経営環境においても、新規顧客の獲得や新たなソリューションの投入が奏功し、おかげさまで当社の第3期は純利益を除き増収増益となりました。

当社グループは、DNAであるチャレンジ・イノベーション・スピードの精神で、情報サービスと収納代行サービスの2つの事業分野において、お客さまの期待に応えるべく、新しい価値の創造を進めております。

情報サービス事業では、自治体のDXを支援するみんなのミチシルベシリーズや、企業の購買業務のDXを支援する間接材購買クラウドサービスなど、新たなソリューションの立ち上げ及び機能強化を実施いたしました。収納代行サービスでは、新しい決済インフラであるPayLabo（ペイラボ）をスタートいたしました。PayLaboは従来以上に対象領域を拡大し、企業間取引のデジタル決済も促進してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社電算システム
代表取締役社長 高橋謙太

株式会社電算システムホールディングス
代表取締役社長 小林領司

2024年3月8日

株 主 各 位

(証券コード：4072)
(発信日) 2024年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月4日

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社 電算システムホールディングス
代表取締役社長 小林 領 司

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて「第3期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ds-hd.co.jp/>
メニューより「IR情報」、「株主総会」を選択していただき、ご確認ください。



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4072/teiji/>



インターネット等または書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年3月25日（月曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
じゅうろくプラザ 2階 ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3 株主総会の目的事項

- 報告事項
- 第3期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第3期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

株主総会に関するご留意事項

◎会社法改正により、電子提供措置事項について前頁の「当社ウェブサイト」及び「株主総会資料掲載ウェブサイト」にアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、例外として基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りいたします。

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。

したがって、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面に記載している連結計算書類、計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の「当社ウェブサイト」及び「株主総会資料掲載ウェブサイト」にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年3月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等による 議決権行使

下記注記をご了承のうえ、次頁の「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご参照いただき、議決権行使をお願いします。

ご不明な点がございましたら、次頁に記載のウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

行使期限

2024年3月25日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面による議決権行使

書面により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。

行使期限

2024年3月25日（月曜日）
午後5時30分必着

- (注) 1. インターネット等による議決権行使は、次頁の「インターネット等による議決権行使方法のご案内」に記載された方法によつてのみ可能です。
2. インターネット等と書面で重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
3. インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としたします。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者への料金（接続料金）は、株主様のご負担となります。
5. 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとします。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年3月25日（月）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家のみなさまへ）

機関投資家のみなさまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

第3期定時株主総会の模様をYouTubeにてライブ配信いたします。

1.配信日時

2024年3月26日（火） 午前10時から株主総会終了時刻まで

2.ご視聴方法

パソコン・スマートフォン等で以下のライブ配信用URLをご入力、またはQRコードを読み取っていただき、ライブ配信用サイトへアクセスしてください。

ライブ配信用URL <https://youtube.com/live/91wKAlsnF2I>



3.ご留意事項

- ・インターネットによるライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められず、当日のご質問、議決権行使、動議の提出を行うことはできません。議決権につきましては、行使期限にご留意いただいたうえで、本定時株主総会招集ご通知4頁、5頁にてご案内の方法により事前に行ってくださいようお願い申し上げます。
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、ご視聴者様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の模様を撮影、録画、録音、保存、公開等することは、固くお断りいたします。
- ・ご使用の機器や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合、またはご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
- ・万一、何らかの事情により配信を行わない場合や変更がある場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

4.株主総会にご出席される株主様へ

可能な範囲において、ご出席株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございます。ご出席いただける場合はあらかじめご了承をお願い申し上げます。

議案及び参考事項

第1号議案 | 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標と認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、安定的かつ継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株につき19円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金普通株式1株につき18円を含め、普通株式1株につき37円となります。

1. 配当財産の種類 金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金19円 なお、この場合の配当総額は、205,045,625円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	2023年度 取締役会出席状況
1	再任	こばやし りょうじ 小林 領 司	代表取締役社長 グループ最高経営責任者	6/6回 (100%)
2	再任	たか はし じょう た 高 橋 譲 太	取締役 グループ事業統括責任者	9/9回 (100%)
3	再任	やなぎ はら かず もと 柳 原 一 元	取締役 グループ管理業務統括経営企画室長	9/9回 (100%)
4	再任	う さ み たかし 宇 佐 美 隆	取締役 管理本部長兼人事部長	6/6回 (100%)
5	再任	すず き まさ のぶ 鈴 木 正 伸	取締役	6/6回 (100%)
6	再任	なか た けい こ 中 田 恵 子	取締役	6/6回 (100%)

社外

独立役員

1

こばやし
小林りょうじ
領司

(1958年8月23日生) 所有する当社の株式数 51,129株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	株式会社電算システム入社	2014年 1月	同社IDソリューション事業本部長
2003年 1月	同社システムサービス事業部長	2014年 3月	同社専務取締役執行役員
2005年 3月	同社取締役	2017年 1月	同社IT開発本部長
2009年 1月	同社ECソリューション事業本部長	2022年 3月	十六電算デジタルサービス株式会社代表取締役副社長
2011年 4月	同社常務取締役執行役員	2023年 3月	当社代表取締役社長グループ最高経営責任者（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、企業経営における豊富な経験と高度な知識を有し、特に開発分野で、幅広い経験と知見を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2

たかはし
高橋じょうた
譲太

(1959年8月10日生) 所有する当社の株式数 7,379株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	三井情報開発株式会社 （現三井情報株式会社）入社	2017年 3月	同社ISソリューション事業本部長
2007年 1月	イーバンク銀行株式会社 （現楽天銀行株式会社）入行	2017年 5月	同社ICTイノベーション事業本部長
2009年 4月	株式会社ITストリーム代表取締役	2018年 3月	同社取締役副社長執行役員
2012年12月	株式会社ニーズエージェンシー （現株式会社DSテクノロジーズ）代表取締役	2021年 7月	同社代表取締役社長執行役員（現任）
2017年 3月	株式会社電算システム取締役執行役員	2021年 7月	当社取締役グループ情報サービス事業統括
		2023年 1月	当社取締役グループ事業統括
		2023年 3月	当社取締役グループ事業統括責任者（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社電算システム代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、企業経営における多角的な事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3

やなぎはら
柳原

かづもと

一元 (1960年1月1日生) 所有する当社の株式数 11,161株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	アマノ株式会社入社	2017年 4月	同社執行役員
1987年 3月	同社退社	2018年 4月	同社ECソリューション事業本部 決済業務センター所長
1987年 7月	株式会社電算システム入社	2021年 7月	当社取締役グループ管理業務統括
2012年 1月	同社ECソリューション事業本部 EC業務センター事業部長	2023年 1月	当社取締役グループ管理業務統括 経営企画室長 (現任)
2014年 1月	同社ECソリューション事業本部 決済業務センター事業部長	2023年 3月	株式会社電算システム取締役執行 役員経営企画室長 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社電算システム取締役執行役員

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、決済サービス事業をはじめとする豊富な経験と高度な知識を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

4

う さ み
宇佐美

たかし

隆 (1961年10月6日生) 所有する当社の株式数 1,900株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	株式会社十六銀行入行	2021年 7月	当社執行役員管理本部長兼人事部 長
2016年 6月	同行多治見支店長	2022年 3月	株式会社電算システム取締役執行 役員管理本部長兼人事部長
2018年 1月	十六リース株式会社常務取締役退 任	2023年 1月	同社取締役執行役員管理本部長兼 人事部長兼業務部長 (現任)
2018年 1月	株式会社電算システム出向	2023年 3月	当社取締役管理本部長兼人事部 長 (現任)
2018年 4月	同社執行役員管理本部長		
2020年 1月	同社執行役員管理本部長兼人事部 長		

(重要な兼職の状況)

株式会社電算システム取締役執行役員

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、管理本部における経営全般に関する豊富な経験と高度な知識を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

5

すずき
鈴木まさのぶ
正伸

(1965年12月5日生) 所有する当社の株式数 1,848株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	三井情報開発株式会社 (現三井情報株式会社) 入社	2017年 8月	株式会社電算システム入社
2013年 4月	同社クラウドサービス技術部長	2018年 1月	同社ECソリューション事業本部 BPO事業部長
2015年 4月	同社技術統括部テクノロジーオフィサー	2018年 4月	同社執行役員
2017年 7月	同社退社	2022年 1月	同社BPO事業本部BPO事業部長
		2023年 3月	十六電算デジタルサービス株式会社 社代表取締役副社長 (現任)
		2023年 3月	当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

十六電算デジタルサービス株式会社代表取締役副社長

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、BPO事業をはじめとする豊富な経験と高度な知識を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

6

なかた
中田けいこ
恵子

(1968年7月6日生) 所有する当社の株式数

一株 再任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	富士通株式会社入社	2021年 4月	富士通Japan株式会社東海・北陸 エリア本部シニアディレクター
2016年 6月	同社関西ヘルスケア統括営業部第 三営業部長	2022年 4月	同社東海支社パートナービジネス 部長 (現任)
2019年 4月	同社北陸支社福井支店長	2023年 3月	当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

富士通Japan株式会社東海支社パートナービジネス部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

富士通Japan株式会社において、情報・通信分野における専門的かつグローバルな知識や豊富な経験を有しております。会社の経営に関与された経験はありませんが、独立した客観的な立場から、その経験や行動力は、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

本総会最終時点での社外取締役在任期間 1年

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2023年12月31日現在の株式数を記載しております。
3. 各候補者の所有する当社の株式数には、電算システムグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
4. 中田恵子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、中田恵子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、中田恵子氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。中田恵子氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

しょうずがわ
小豆川

ゆうこ
裕子

(1957年9月22日生) 所有する当社の株式数

一株

社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3月	株式会社ニッセイ基礎研究所入社	2013年 4月	株式会社NTTデータ経営研究所 転籍
2003年 7月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現株式会社NTTデータ）入社	2017年 7月	同社退社
2004年 4月	内閣府経済社会総合研究所 客員研究員	2017年 9月	常葉大学経営学部経営学科准教授
2009年 4月	同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター 共同研究員	2021年 4月	同大学経営学部経営学科教授（学科長）
2012年 4月	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 客員教授	2023年 4月	同大学経営学部教授（学部長）（現任）

（重要な兼職の状況）

静岡県「雇用対策審議会」委員

富士市「中小企業等振興会議」会長

富士市「まち・ひと・しごと創生推進会議」座長

一般社団法人 日本テレワーク協会 アドバイザー

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ICTの普及と個人・組織・社会の相関、ワークスタイル&ワークプレイスの分野において高度な知識を有されております。会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏の知見、経験に基づき、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対し、有益な助言並びに経営の監督をしていただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 小豆川裕子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 小豆川裕子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小豆川裕子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 小豆川裕子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は、同氏の間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。小豆川裕子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

【取締役・監査等委員のスキル・マトリックス】

取締役の選任に関する方針・手続きについては、社外取締役を過半数以上とする委員で構成された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、社内の役員規程の選任基準及び社外役員選任基準に基づき、法定の資格要件を満たし、人格見識ともに優れ、その職責を全うすることのできる候補者の中から、取締役会にて審議、決議され株主総会の決議により選任されます。

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保するため、各取締役がもつ主たるスキル・キャリア・専門性を一覧化したマトリックスに基づき、会社の組織体制に応じた人数と求める専門分野に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者などから専門性を有した経験・見識・専門性を考慮して社外取締役を選任してまいります。

	氏名	社外	独立	保有スキル										
				企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	IT・DX	グローバル	M&A・金融	法務・リスクマネジメント	人材・労務	内部統制	サステナビリティ	
取締役	小林 領司			●			●				●		●	
	高橋 讓太			●			●			●		●		
	柳原 一元			●						●		●	●	
	宇佐 美隆					●				●	●	●		
	鈴木 正伸				●		●	●				●		
	中田 恵子	●	●		●		●	●						●
監査等委員	澤藤 憲彦					●					●	●	●	
	富坂 博	●	●								●	●	●	●
	野田 勇司	●	●	●		●				●	●			

※各取締役が保有するスキルのうち、とりわけ当社が求める特に強みのあるもの最大4項目を記載しております。

以上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

■ 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み景気の持ち直しが期待されるものの、長引くロシア・ウクライナ問題や中東情勢の激化など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。このような経営環境において当社グループは、「共創」で新たな価値を創造し、社会に貢献することを経営理念のもと、さらなる業容の拡大と成長を志向し、継続的な営業努力と効率的な事業運営に努め、経営計画の達成を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績につきましては、売上高59,591百万円(前期比11.4%増)、営業利益3,964百万円(前期比16.1%増)、経常利益4,018百万円(前期比12.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2,004百万円(前期比14.7%減)となりました。

セグメント別売上高


(単位：百万円)

区分	第2期 (前連結会計年度)		第3期 (当連結会計年度)		増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
情報サービス事業						
SI・ソフト開発	22,066	41.4%	25,158	42.4%	3,091	14.0%
情報処理サービス	6,326	11.8%	6,031	10.1%	△295	△4.7%
商品及び製品販売	2,942	5.5%	4,341	7.3%	1,399	47.5%
その他	49	0.1%	92	0.2%	42	86.0%
小計	31,385	58.7%	35,623	59.8%	4,237	13.5%
収納代行サービス事業						
収納・集金代行サービス	20,151	37.7%	22,000	36.9%	1,848	9.2%
オンライン決済サービス	1,031	1.9%	993	1.7%	△38	△3.7%
送金サービス	401	0.7%	366	0.6%	△34	△8.6%
収納代行周辺サービス	350	0.7%	317	0.5%	△33	△9.5%
その他	159	0.3%	290	0.5%	130	81.9%
小計	22,094	41.3%	23,967	40.2%	1,873	8.5%
合計	53,479	100.0%	59,591	100.0%	6,111	11.4%

各事業内容の詳細は20～21頁の「(6) 主要な事業内容」をご覧ください。

情報サービス事業

売上高 **356 億円** 

営業利益 **14 億円** 

情報処理サービスでは、請求書作成代行サービスなどが引き続き堅調に推移いたしました。S I・ソフト開発では、Google Workspace、GoogleMapsなどのクラウドサービス分野が好調に推移しており、また基幹系システムやオートオークション業務システムなどの案件、情報セキュリティ商材が好調に推移した結果、売上が大きく伸びました。商品及び製品販売では、自治体向けの機器販売案件、医科・歯科向けオンライン資格確認端末導入などにより売上が伸びました。一方、ソフト開発プロジェクトにて不採算案件が発生したことなどにより利益が減少しました。

以上の結果、情報サービス事業の売上高は35,623百万円（前期比13.5%増）、営業利益は1,416百万円（前期比10.7%減）となりました。

収納代行サービス事業

売上高 **239 億円** 

営業利益 **25 億円** 

主力の収納・集金代行サービスでは、一部の既存顧客での取扱い件数の減少が見られるものの、地方自治体をはじめとした新規顧客の受注や稼働、後払い決済サービスの拡大もあり売上高が伸びました。またスマートフォン決済利用の増加、事務およびシステム運用の効率化等が利益の伸長に寄与いたしました。国際送金サービスでは、円安等の影響により個人送金市場は厳しい環境が継続し、前年比マイナスの結果となりました。

以上の結果、収納代行サービス事業の売上高は23,967百万円（前期比8.5%増）、営業利益2,546百万円（前期比39.0%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

所要資金は、自己資金及び借入金等で充当しました。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において851百万円の設備投資を実施しました。なお、設備投資額には有形固定資産、無形固定資産が含まれております。

情報サービス事業においては、サーバー及びソフトウェア等で759百万円の設備投資を行いました。収納代行サービス事業においては、サーバー及びソフトウェア等で37百万円の設備投資を行いました。全社統括業務においては、建物付属設備等で54百万円の設備投資を行いました。

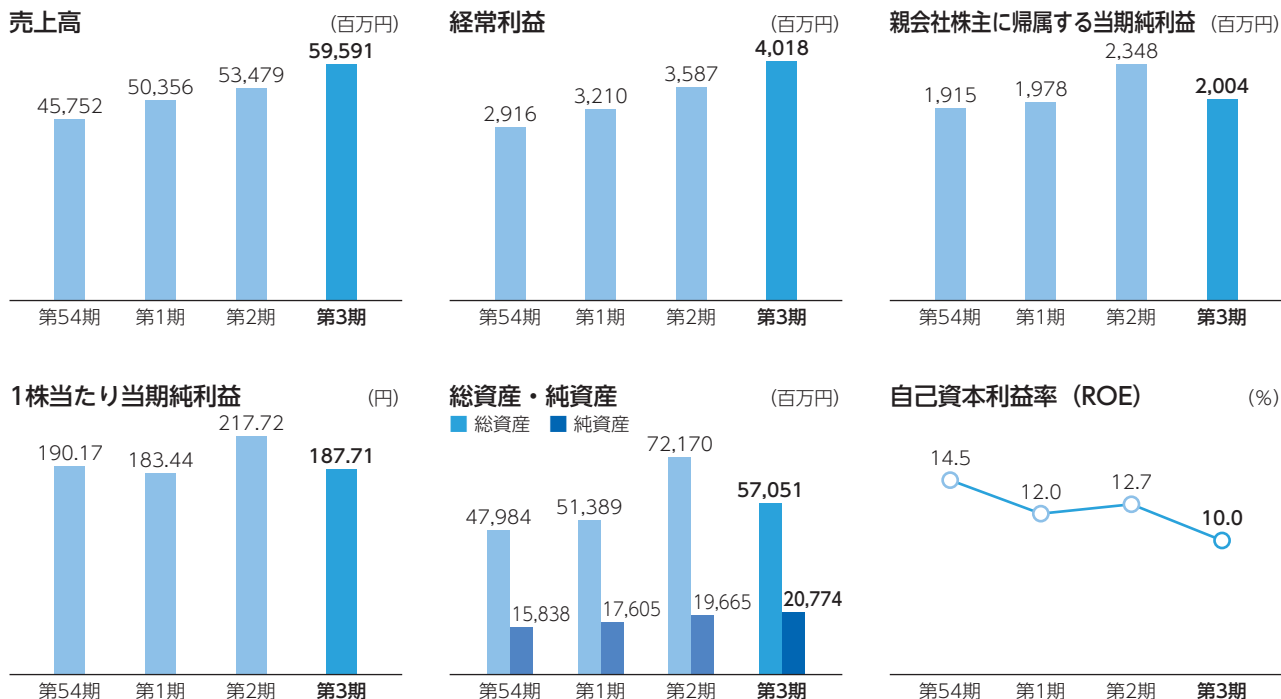
なお、当連結会計年度において重要な設備の除却はありません。

(4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分		株式会社電算システム		2022年度 第2期	2023年度 第3期 (当連結会計年度)
		2020年度 第54期	2021年度 第1期		
売上高	(百万円)	45,752	50,356	53,479	59,591
経常利益	(百万円)	2,916	3,210	3,587	4,018
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,915	1,978	2,348	2,004
1株当たり当期純利益	(円)	190.17	183.44	217.72	187.71
総資産	(百万円)	47,984	51,389	72,170	57,051
純資産	(百万円)	15,838	17,605	19,665	20,774
(ご参考) 自己資本利益率 (ROE)	(%)	14.5	12.0	12.7	10.0

(注) 1. 当社は設立第3期であるため、参考として、株式会社電算システムの第54期の連結会計年度における数字を記載しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第2期の期首から適用しており、第2期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 3. 第1期は企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額となっております。



(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症に対する制限の緩和とそれに伴う経済活動の正常化が進む一方で、長引くロシア・ウクライナ問題や中東情勢の激化など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいては、経営理念のPurpose（存在意義）に「情報技術と決済で豊かな社会を実現し、お客さまの感動とその夢を叶えることで、社会に貢献する」を掲げ、Vision（目指す姿）の一つである長期計画《Challenge1000》の達成に向けて、これまで培った情報技術と決済に関するノウハウをさらに深化させ、そこにサービスを組み合わせることで生まれる「新しい価値の創造」「DXの進展」を、「情報サービス事業」、「収納代行サービス事業」の2つの事業を通じて実現していきます。

グループシナジーの最大化といったグループ全体の経営機能に注力し、株式会社電算システムを中核としてサステナブル社会の実現に向けた価値創造企業への変革、自らが変革するDSK Transformation(DX)を推進し、環境・気候変動を加味した事業拡大戦略、グループガバナンス体制の強化、人材の改革による組織体制の強化を課題と捉え、今まで以上に積極的に推進できる体制を構築していきます。

①グループシナジーの最大化

当社グループは、持続的発展・成長のために、グループ一丸となって迅速かつ効率的に事業運営を行うことが重要であると認識しております。厳しさを増す時代を勝ち抜き生き残るには、絶え間ない「顧客の創造」が必須です。グループ各社の経営資源、ノウハウを活用したシナジー効果の創出による当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

②資本業務提携及びストックビジネスの拡充による成長市場の開拓

当社グループの中長期にわたる安定的な成長を実現するためのエンジン（源泉）は、ストックビジネスを拡充し売上高を拡大していくことにあります。そのためには大きな事業環境の変化の中で、既存のビジネスから脱却し、如何に新たなサービスやビジネスモデルを創出していくかが重要な課題であります。このため、当社グループは、成長著しい分野における積極的な業務提携を進める等、スピーディーに成長戦略の強化を図ってまいります。

③デジタルトランスフォーメーション（DX）推進支援強化

企業や社会の様々な場面でIoTやAI等のデジタル先端技術が活用され、DXが急速に展開する社会において、ビジネスの大きな転換期に入っております。

企業における業務効率化・生産性向上にむけたDXへの取組みは、今後も拡大していくと予測されますが、DXに関する悩み・課題を抱える企業が数多く見受けられます。

これらを踏まえ、顧客企業との共創やビジネスパートナーの技術・サービスを活用したオープンイノベーションによってDX推進など多様化する顧客のニーズに対応してまいります。

④サステナビリティ経営および人的資本経営の推進

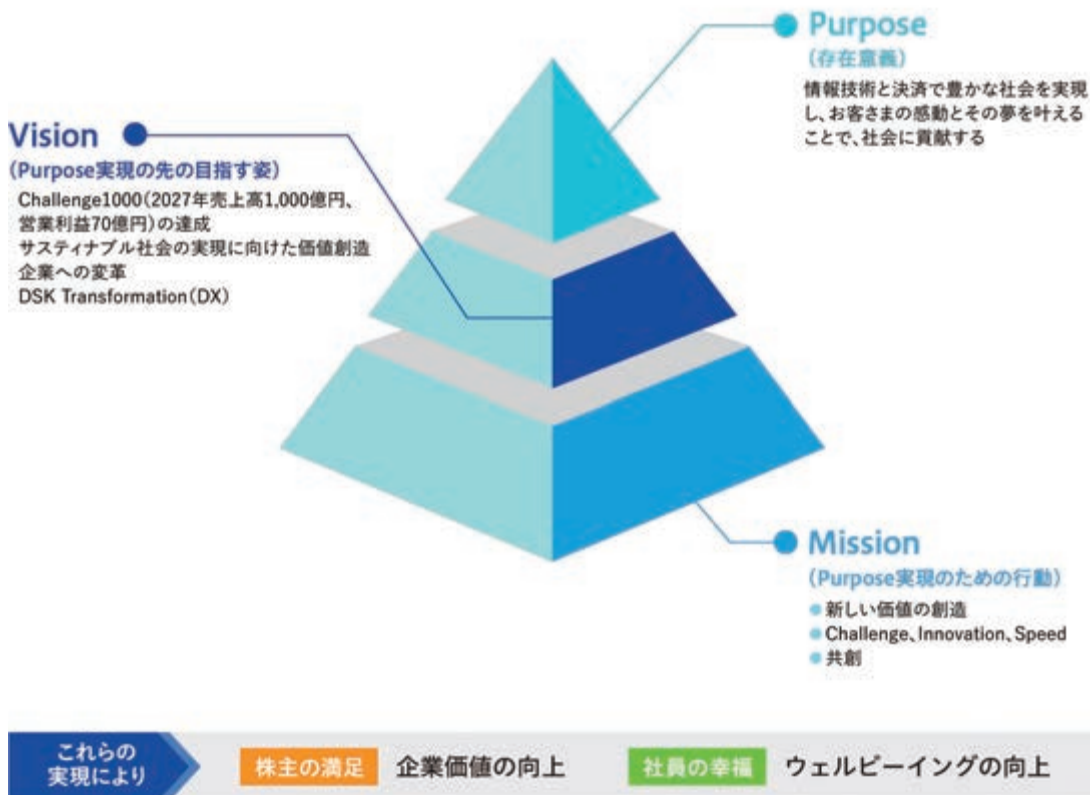
当社グループは、企業価値の向上と社会課題の解決の双方を実現する「サステナビリティ経営」や、人材の価値を最大限に引き出して中長期的な企業価値の向上を実現する「人的資本経営」の推進を経営課題として捉えており、この経営課題に対して、「サステナビリティに関する基本方針」「人的資本経営に関する基本方針」を制定しており、引き続き、持続可能な社会の実現に向けた行動を推進していきます。

⑤DX、AI人材の確保と育成

会社の成長のエンジン（源泉）は「人材」であり、新たなサービスやビジネスモデルの創出には人材の確保・育成が必要不可欠であります。一方、今後急速に成長が見込まれるAI、IoT、DXの分野では、人材の獲得競争が過熱しており、人材の差が事業の競争力を決定づける重要な経営要素と考えております。このため、高度・多様化し続ける顧客ニーズに迅速、柔軟かつ的確に対応するために、優秀な人材確保及び人材育成による組織体制の強化を図っていくことが、社員の幸福＝ウェルビーイングの向上につながると考え、重要課題として取り組んでまいります。

株主の皆様には一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念



(6) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループの事業の展開状況は、以下のとおりであります。

①情報サービス事業

» 独立系のITベンダーとして顧客の共創パートナーに

» BPOサービスで企業活動をバックアップ

» 顧客の問題解決のため、SI、ソフト開発、ハード調達、運用保守までワンストップで提供

» クラウドサービスの積極展開

» 情報セキュリティ事業、ネットワーク・IoT機器販売推進

(SI・ソフト開発)

SI (システムインテグレーション) では、顧客の課題解決のため、システム機器にソフトウェアプロダクトを組み込んで提供しております。さらに、Google関連ソリューションをはじめとする各種クラウドサービスの提供、ソフトウェアプロダクトの販売等を行っております。

ソフト開発 (システムソリューション) では、顧客に最適なパッケージの導入・カスタマイズを中心とした事業と顧客の要求仕様に基づくシステム設計・製造を行う受託開発事業を行っております。さらに開発完了後の保守サポート、業務運用を含めたサービスを提供しております。これらについては請負または技術者派遣の形態で対応しております。

また、世界最高水準のセキュリティ製品とその技術サポートにより情報セキュリティ事業の拡大、発展を推し進めております。

(情報処理サービス)

●ビジネスプロセスアウトソーシング (BPO) の提供

データエントリー、封入・封緘を伴う印刷、仕分け・発送等の業務、ギフト・通販におけるデータ処理及び受発注業務、給与計算、年末調整、異動など人事給与に関わる業務全般等幅広い業務分野でBPOサービスを提供しております。また請求書発行代行や入金管理、コールセンター含め業務全般を一括受託しております。

●エネルギー業界向け情報処理サービス

ガソリンスタンドやガス販売店などのエネルギー業界を中心に、専用のソフトウェアプロダクトを提供しております。さらに、データ入力から計算処理、請求書や統計資料の作成まで、コンピュータ処理受託サービスも提供しております。

●IDC (インターネットデータセンター) の提供

高度な防震設備や冗長化電源・入退館の多重セキュリティ対策等を講じたデータセンターを保有し、ハウジングサービスやホスティングサービスを提供しております。またIDCを利用したクラウドの各種サービス及び環境を提供しております。

(商品及び製品販売)

顧客のデジタル化をトータルかつワンストップでサポートし、求めに応じたソフトウェアプロダクト・システム機器やサプライ用品を調達販売、また、ネットワーク・IoT機器の提供を行っております。

② 収納代行サービス事業

》 IT企業として初めて収納代行サービスを開始

》 総合決済プロバイダーとして、多様な決済ニーズに対応

》 収納代行サービスで培ったインフラを活用した送金サービスを展開

》 最新で、安心／手軽なサービスプラットフォームの提供

1973年4月、民間企業では全国初の金融機関と提携した口座振替利用による収納代行サービスを開始し、さらに1997年2月セブン-イレブン・ジャパンなど大手コンビニエンスストア4社と提携して以降、コンビニエンスストアでの料金支払いを一括して管理する料金収納の代行業務を展開し、常に収納企業、消費者双方の利便性を追求し、お客さまの希望するタイミング・手段で決済できる新しいサービスプラットフォーム「TREE PAYMENT（ツリーペイメント）」や最新のデジタル決済インフラで総合決済サービスをワンストップ提供するプラットフォーム「PayLabo(ペイラボ)」による下記の各種決済サービスを提供しております。

(収納・集金代行サービス、債権保証型後払いサービス)

コンビニ収納代行サービス、口座振替サービス、ゆうちょ振替MT代行サービス、請求書作成代行サービス、モバイル決済サービス（電子決済等代行業者：東海財務局長（電代）第3号）、スマートフォンを活用した各種決済サービスならびに債権保証型後払い・口座振替サービスを提供しております。

(オンライン決済サービス)

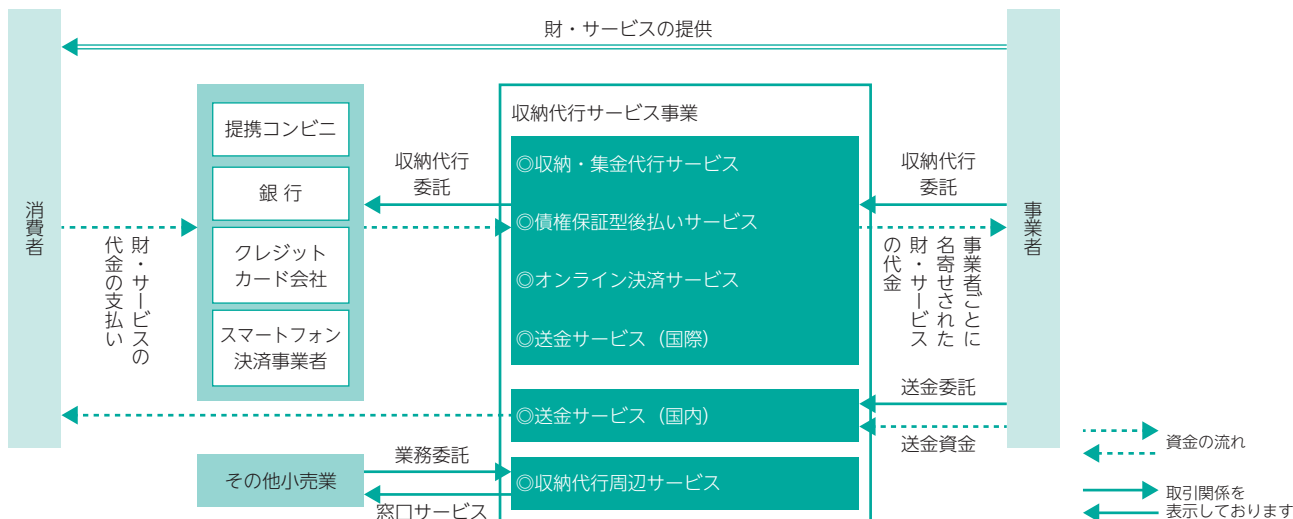
ペーパーレス決済サービス、クレジットカード決済サービス、ならびにB2B決済サービスを提供しております。

(送金サービス)

国内送金サービス（第二種資金移動業者：東海財務局長第00001号）、世界最大級の国際送金事業者The Western Union Companyの代理店として国際送金サービスを展開しております。

(収納代行周辺サービス)

小売業等への収納代行窓口システムの提供等、国内外の消費者の利便性を追求する新たなサービス創造を推し進めております。



(7) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
岐阜本社	岐阜県岐阜市
東京本社	東京都中央区

② 子会社

会社名	所在地
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市
株式会社ソフトテックス	宮崎県宮崎市
株式会社DSテクノロジーズ	東京都中央区
ガーデンネットワーク株式会社	東京都中央区
株式会社ゴーガ	東京都渋谷区
株式会社ピーエスアイ	東京都新宿区
アストロ日高株式会社	東京都新宿区
株式会社マイクロリサーチ	東京都品川区
株式会社CMC	岐阜県岐阜市

③ 関連会社

会社名	所在地
株式会社システムエンジニアリング	岐阜県高山市
十六電算デジタルサービス株式会社	岐阜県岐阜市

(8) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
情報サービス事業	863 [105]	25 (増)
収納代行サービス事業	69 [7]	－ (－)
全社 (共通)	32 [6]	4 (増)
合計	964 [118]	29 (増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外からの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数には、当社グループ外への出向者を除いております。
 3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
 4. 臨時従業員には、契約社員、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。
 5. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
〈子会社〉			
株式会社電算システム	2,469百万円	100.00%	情報サービス 収納代行サービス
株式会社ソフトテックス	20百万円	55.00%	情報サービス
株式会社DSテクノロジーズ	195百万円	100.00%	情報サービス 収納代行サービス
ガーデンネットワーク株式会社	100百万円	100.00%	情報サービス
株式会社ゴーガ	15百万円	100.00%	情報サービス
株式会社ピーエスアイ	50百万円	100.00%	情報サービス
アストロ日高株式会社	10百万円	100.00%	情報サービス
株式会社マイクロリサーチ	38百万円	100.00%	情報サービス
株式会社CMC	10百万円	100.00%	情報サービス
〈関連会社〉			
株式会社システムエンジニアリング	48百万円	31.25%	情報サービス
十六電算デジタルサービス株式会社	360百万円	40.00%	情報サービス

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社 における特定完全子会社の 株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	12,660百万円	17,894百万円

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	1,138百万円
株式会社大垣共立銀行	59百万円
岐阜県信用農業協同組合連合会	39百万円

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社および子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship[®]）」（以下、「本プラン」といいます。）を、2023年2月16日開催の取締役会決議に基づき導入しております。

本プランは、電算システムグループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に電算システムグループ従業員持株会専用信託（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、その設定後5年11カ月にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

③ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 領 司	グループ最高経営責任者
取 締 役	高 橋 讓 太	グループ事業統括責任者 株式会社電算システム 代表取締役社長執行役員
取 締 役	柳 原 一 元	グループ管理業務統括 経営企画室長 株式会社電算システム 取締役執行役員経営企画室長
取 締 役	宇 佐 美 隆	管理本部長兼人事部長 株式会社電算システム 取締役執行役員管理本部長兼人事部長兼業務部長
取 締 役	鈴 木 正 伸	十六電算デジタルサービス株式会社 代表取締役副社長
取 締 役	中 田 恵 子	富士通Japan株式会社 東海支社パートナービジネス部長
取締役(常勤監査等委員)	澤 藤 憲 彦	株式会社電算システム 監査役
取締役(監査等委員)	富 坂 博	弁護士 富坂法律事務所代表
取締役(監査等委員)	野 田 勇 司	公認会計士 野田公認会計士事務所代表

- (注) 1. 第2期定時株主総会終結の時をもって、取締役田中靖哲、取締役松浦陽司及び取締役愛川和泉の3氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役中田恵子氏、取締役(監査等委員)富坂博氏及び野田勇司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役中田恵子氏、取締役(監査等委員)富坂博氏及び野田勇司氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)野田勇司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、様々な社内会議への出席、役職員との面談及び各拠点への往査等をスムーズに行うことにより、社内の広範な情報を迅速に収集し、また、内部監査部門との連携を密に図り、監査の実効性を高めるため、澤藤憲彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の関係会社の取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によって、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、外部調査機関による調査データに基づく規模や業種の類似する水準をもとに、各役員の役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役（監査

等委員である取締役、社外取締役を除く)の報酬は、月額定額報酬、業績連動報酬等(賞与)及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、月額定額報酬のみを支払うこととしています。

b 個人別の月額定額報酬の額の決定に関する方針

月額定額報酬は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議・答申され取締役会にて決定されます。月額定額報酬については、各役員の役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等に応じて定められた金額の支給としております。

c 業績連動報酬並びに譲渡制限付株式報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
(業績連動報酬)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。当該業績評価指標を選択した理由は、企業価値の向上を目指すにあたり、売上高及び営業利益を重視する経営指標に基づきます。

なお、目標とする業績評価指標と変動幅については、適宜、事業環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとします。

(譲渡制限付株式報酬)

中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬としての譲渡制限付株式報酬は、2022年3月25日開催の第1期定時株主総会で決議された報酬総額の範囲に基づき、取締役会にて役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、毎年一定時期に付与するものとします。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)と当社の間では、年度ごとに譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結いたします。

本割当契約の内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

d 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や類似する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考に、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。業績評価指標の目標達成率が100%の場合、取締役の報酬等の割合については、月額定額報酬が約70%、業績連動報酬等が約30%程度となるように設定しております。

e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループの価値の増大に資するものとし、報酬については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できる金額水準の設計にしております。

取締役の報酬等の決定に関する手続きの透明性、客観性及び合理性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は、同委員会の答申に基づき、取締役の報酬に関する方針、取締役の個別報酬等を決定します。

f 役員の報酬等に関する株主総会決議

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年3月25日開催の第1期定時株主総会において年額300百万円以内（当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名））と定めており、その範囲内で経済環境、業界動向及び業績を勘案し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を取締役会で決めております。

また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、2022年3月25日開催の第1期定時株主総会において年額30百万円以内（当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議されており、その範囲内で各監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	7名	106百万円	70百万円	28百万円	7百万円
取締役 (監査等委員)	3名	25百万円	25百万円	—	—
(うち社外取締役)	(2名)	(10百万円)	(10百万円)	(—)	(—)
合計	10名	132百万円	96百万円	28百万円	7百万円

- (注) 1. 上表には、2023年3月24日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）には、無報酬の取締役（監査等委員を除く）が2名おり、うち1名が在任しております。
3. 業績連動報酬にかかる業績指標は連結売上高及び連結営業利益であり、業績連動報酬の算定方法等は、「(5) 取締役の報酬等① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
 なお、当事業年度における業績連動報酬は、連結売上高及び連結営業利益に連動する計算方法に基づいて支給しており、当連結会計年度の実績は連結売上高59,591百万円、連結営業利益3,964百万円となっております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社株式の譲渡制限付株式です。譲渡制限付株式の割当の条件等は、「(5) 取締役の報酬等① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
 なお、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、指名・報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を高めるためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された、社外取締役を過半数以上とする3名の取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。
 指名・報酬委員会の構成は、次のとおりであります。
 指名・報酬委員長 野田 勇司 社外取締役（監査等委員）
 指名・報酬委員 富坂 博 社外取締役（監査等委員）
 指名・報酬委員 小林 領司 代表取締役社長

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ア 取締役中田恵子氏は、富士通Japan株式会社の東海支社パートナービジネス部長を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- イ 取締役（監査等委員）富坂博氏は、富坂法律事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- ウ 取締役（監査等委員）野田勇司氏は、野田公認会計士事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中 田 恵 子	取締役就任後に開催された取締役会6回中6回に出席し、情報・通信分野における専門的な知識や豊富な業務経験を活かし、発言を行っております。また、当社の経営及び業務全般に対する助言及び意見をいただき、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	富 坂 博	<p>当事業年度の取締役会9回中9回に、また監査等委員会11回中11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。特に企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能に実効的な助言及び意見をいただくなど、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役（監査等委員）	野 田 勇 司	<p>当事業年度の取締役会9回中9回に、また監査等委員会11回中11回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。特に企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対して有益な助言並びに経営の監督を行っていただくなど、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>

Ⅲ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
②当社及び当社連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人からの監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積りの額について、前期の評価実績を踏まえ、前期の計画と実績、報酬総額、時間あたり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由の報告を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

③ 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、行動原理・原則において、「共創によりお客様の新しい価値を創造し、社会に貢献する経営」を目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが、「当社の果たすべき使命と存在意義である」と宣言しております。

また、企業価値の増大・最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社の果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社にふさわしい経営体制の整備・構築、運用を目指しております。

さらに、運用上発見された要改善事項については随時是正するよう迅速な対応に当たるとともに、組織や、組織を取巻く環境の変化に対応して社内統制システム及び社内規程等の継続的な見直し・改善に努めております。

内部統制システムの整備の状況

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 法令遵守については、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程、役職員行動規範、業務等に関する内部情報管理規程を制定し、コンプライアンスの基本方針を定め、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- b 報告・相談方法についても規定し、取締役及び使用人の法令違反につき通報出来る体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングしてまいります。
- c 役員規程において、取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告することと規定し、相互牽制機能の実効性を担保しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る情報の保存、管理について、文書管理規程等の社内規程を定め、情報の記録管理体制を整備しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 事業の推進に伴うリスクについては、「リスク管理規程」に基づき当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理するとともに、経営会議・経営戦略会議等での審議・検討による意思決定、予算・実績比較によるコントロール、与信管理制度及び稟議制度の導入、内部監査、法令遵守通報制度、財務報告の信頼性確保に関する諸規程の導入などにより、継続的に監視しております。

- b 情報漏洩、破壊、滅失及びプライバシー保護などのリスクについては、ISO/IEC27001の取得、プライバシーマークの取得に基づく技術的・物理的な管理システムの構築及び個人情報保護リスクマネジメント規程、情報セキュリティマネジメント規程、緊急事態対応手順規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図ります。また、取締役及び使用人並びに当社内業務者のリスク関連規程、ガイドライン等の遵守状況を内外の第三者が点検、評価する体制を整備しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、決裁権限基準等により意思決定権限を明確化しております。
- b 重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため、経営会議にて十分協議したうえで取締役会に付議いたします。
- c 子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させております。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 関係会社については、自律経営を原則としたうえで、関係会社管理規程を制定し、業務の適正を確保しております。
- b 関係会社管理規程に則り、連結子会社との役員の兼任又は役員及び監査役派遣もしくは子会社担当執行役員及び担当部署への関係書類の提出を求め、取締役会又は経営会議での承認を通じ、連結子会社の重要な組織、経営（経理・業務・財務状況）等を管理、監督します。
- c 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認します。

⑥取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- a 監査等委員が、取締役会、経営会議等の会議において報告を受け、経営戦略会議等へは常勤監査等委員が出席して社外取締役である監査等委員へ報告を行い、また必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会への説明、報告を行うこととしております。
- b 子会社の取締役・監査役及び従業員（以下「子会社の役職員」といいます。）から報告を受けた者は、監査等委員会に報告する必要があると判断した事項について、直接又は間接的に監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- c 内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を規程に定め、その旨を周知し適切に運用しております。

⑦監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務について生ずる必要な費用の前払い又は償還請求その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について請求があったときは、速やかに当該費用の支払いを行います。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査等委員は、代表取締役を含む取締役及び主要な使用人と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行います。
- b 監査等委員会は、監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重するようにします。
- c 監査等委員は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を行います。

⑨財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制

- a 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備するため、基本方針書を作成し、当社グループとして全社的内部統制並びに重要な業務プロセスの文書化と運用の徹底を図り、自己評価と独立部署による内部統制の評価を行い、期中に発見した要改善事項についての改善を実施します。当該評価結果を根拠に経営者は「内部統制報告書」を作成し、また、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認を行うこととしております。
- b 情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき社内規程を整備し、適時適切な開示を実施します。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力の事業活動への関与を防止する旨を定め、全社に徹底しております。
- b 担当部署が、平時から警察、弁護士、地域企業と情報交換を行い緊密な関係を築き、非常時にはこれら関係先へ連絡・相談し、連携を取りながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

当該体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取り組み

当社は、当社グループの取締役、執行役員、業務監査室長及び使用人代表が出席する「コンプライアンス委員会」を毎月開催し、法令等の遵守状況を確認し、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。

また、当社グループの役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引規制等に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

②リスク管理に関する取り組み

事業の推進に伴い発生しうるリスクに対して、経営会議等においてリスクへの対処に関する意思決定を行っております。

また、情報セキュリティについては、当社グループ内で「情報セキュリティ委員会」を定期的に開催しており、情報セキュリティに関するリスク等の報告を行っております。

③取締役の職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会付議基準、決裁権限基準等に基づき、取締役会承認事項、経営会議承認事項、稟議事項及び伺書承認事項に分け、意思決定を明確化しております。

当事業年度の取締役会において、経営会議にて協議された重要事項の審議及び各取締役の業務執行の状況等の報告を受け、また、期末には職務執行確認書にて当社及び主要子会社の取締役が担当する業務に伴う適法性・妥当性等を確認し、職務執行が適法、効率的かつ迅速に行われていることの監督を行いました。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組み

経営会議において、グループ会社の経営状況等を決議し、取締役会へ報告を行っております。

⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

基本方針及び監査計画に基づいて重点監査項目を中心に監査を実施し、監査等委員会において、当社グループの取締役の職務執行の適法性・妥当性及び効率性、コンプライアンス体制並びに内部統制システムの運用状況等について審議・協議を行うとともに、必要な情報交換を行っております。

また、取締役会等の社内重要会議への出席、社内重要書類の閲覧並びに取締役・執行役員及びグループ会社の監査役から懸案事項及び事業等のリスク等について定期的に報告を受け、業務監査室とも常に連携を図り、情報収集・意見交換を行う他、代表取締役社長と年2回の意見交換を行っております。

⑥財務報告及び情報開示に係る内部統制に対する取り組み

業務監査室は、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

また、定期的にJ-SOX法対応委員会を開催し、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、運用ルール及びシステムの改善に繋げることにより、当社グループの内部統制システムの質的向上を図っております。

■ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,228	流動負債	33,953
現金及び預金	15,912	買掛金	4,464
金銭の信託	15,250	1年内償還予定の社債	7
受取手形	125	1年内返済予定の長期借入金	338
売掛金	8,415	未払法人税等	800
契約資産	1,694	契約負債	7,585
商品及び製品	588	収納代行預り金	18,231
仕掛品	315	賞与引当金	87
前払費用	5,254	役員賞与引当金	31
その他	695	受注損失引当金	224
貸倒引当金	△24	株主優待引当金	39
		その他	2,143
固定資産	8,822	固定負債	2,323
有形固定資産	2,843	社債	22
建物及び構築物	1,364	長期借入金	1,159
土地	791	繰延税金負債	278
その他	688	役員退職慰労引当金	430
無形固定資産	2,378	退職給付に係る負債	113
のれん	604	資産除去債務	25
顧客関連資産	645	その他	294
技術資産	159	負債合計	36,277
ソフトウェア	763	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	205	株主資本	20,471
その他	0	資本金	2,489
投資その他の資産	3,600	資本剰余金	2,628
投資有価証券	2,685	利益剰余金	15,893
繰延税金資産	452	自己株式	△540
差入保証金	401	その他の包括利益累計額	105
その他	118	その他有価証券評価差額金	106
貸倒引当金	△58	繰延ヘッジ損益	△1
資産合計	57,051	非支配株主持分	197
		純資産合計	20,774
		負債純資産合計	57,051

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		59,591
売上原価		48,995
売上総利益		10,595
販売費及び一般管理費		6,631
営業利益		3,964
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	36	
受取手数料	35	
固定資産売却益	4	
デリバティブ評価益	18	
債務時効益	9	
その他	8	114
営業外費用		
支払利息	11	
支払手数料	0	
持分法による投資損失	13	
投資事業組合運用損	3	
匿名組合投資損失	1	
為替差損	22	
その他	6	59
経常利益		4,018
特別損失		
減損損失	421	
投資有価証券評価損	429	851
税金等調整前当期純利益		3,167
法人税、住民税及び事業税	1,342	
法人税等調整額	△190	1,152
当期純利益		2,015
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		2,004

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	273	流動負債	379
現金及び預金	189	1年内返済予定の長期借入金	69
未収入金	8	未払法人税等	114
その他	74	株主優待引当金	39
		その他	156
固定資産	17,621	固定負債	839
投資その他の資産	17,621	長期借入金	839
関係会社株式	17,612	負債合計	1,219
繰延税金資産	8	(純資産の部)	
資産合計	17,894	株主資本	16,674
		資本金	2,489
		資本剰余金	13,821
		資本準備金	2,169
		その他資本剰余金	11,652
		利益剰余金	903
		その他利益剰余金	903
		繰越利益剰余金	903
		自己株式	△540
		純資産合計	16,674
		負債純資産合計	17,894

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,710
営業費用		398
営業利益		1,312
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	0	
その他	8	8
営業外費用		
支払利息	5	5
経常利益		1,315
特別損失		
関係会社株式評価損	945	945
税引前当期純利益		370
法人税、住民税及び事業税	273	
法人税等調整額	△2	271
当期純利益		99

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社電算システムホールディングス
取締役会 御 中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 達 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 井 伶

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電算システムホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電算システムホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社電算システムホールディングス
取締役会 御 中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 達 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 井 怜

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算システムホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、監査の計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

株式会社電算システムホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 澤 藤 憲 彦 ㊞

監査等委員 富 坂 博 ㊞

監査等委員 野 田 勇 司 ㊞

(注) 監査等委員 富坂 博及び野田 勇司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

じゅうろくプラザ 2階 ホール

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
TEL 058-262-0150

開催
日時

2024年3月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



じゅうろくプラザ



交通機関の
ご案内

- JR岐阜駅より 徒歩/約 2分
- 名鉄岐阜駅より 徒歩/約 7分
- 岐阜各務原I.Cより約10 km 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15 km 車/約20分

駐車場の
ご案内

- 岐阜市駅西駐車場（有料）
4時間まで … 30分毎 150円
4時間を超え24時間まで … 一律 1,200円
- 会場建物内および周辺は禁煙地域となっております。